

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和5年4月3日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和____年____月____日変更</p> <p>定款</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更 令和3年4月16日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行 平成28年4月1日変更 平成29年3月31日変更 平成30年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年5月1日変更 令和2年7月8日変更 令和3年2月1日変更 令和3年4月16日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 <u>令和5年4月3日変更</u></p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～五の二 (略) (新設) <u>五の三</u> 前号に掲げる業務（以下「 <u>広域系統整備交付金交付業務</u> 」という。）を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～八 (略) 八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。 八の三 再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による解体等積立金の管理を行うこと。 八の四～十 (略)	(業務内容) 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一～五の二 (略) <u>五の三</u> 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第2項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。 <u>五の四</u> 前2号に掲げる業務（以下「 <u>広域系統整備交付金交付等業務</u> 」という。）を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六～八 (略) 八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）及び再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定による返還命令等による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。 八の三 再生可能エネルギー電気特措法第15条の19の規定による交付金相当額積立金（再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第1項の交付金相当額積立金をいう。以下同じ。）及び解体等積立金（再生可能エネルギー電気特措法第15条の12第2項の解体等積立金をいう。以下同じ。）の管理を行うこと。 八の四～十 (略)
(用語) 第7条 (略) 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～十一 (略) 十二 「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における <u>需要に対して必要な供給力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組み</u> をいう。 十三 「電源入札等」とは、 <u>将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電等用電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み</u> をいう。 (新設) (新設)	(用語) 第7条 (略) 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。 一～十一 (略) 十二 「容量市場」とは、入札の実施により、将来の一定期間における <u>電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力を確実に提供することを約する電気供給事業者を募集するための仕組み</u> をいう。 十三 「電源入札等」とは、 <u>次のア及びイに掲げる仕組み</u> をいう。 ア <u>将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足する」とが明らかになった場合に、入札の実施その他の方法により、発電等用電気工作物の新增設をし、並びに当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者、既存の発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者、休止若しくは廃止している発電等用電気工作物を再起動し、並びに当該発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み イ <u>将来の一定期間における電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力が不足する場</u></u>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
十四 (略) (<u>経済産業省の職員及び会員以外の電気供給事業者の出席</u>) 第27条 本機関の会員のほか、 <u>経済産業省の職員及び会員以外の電気供給事業者</u> は、総会に出席し、意見を述べることができる。	合に備えて、入札の実施その他の方法により、休止している発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集するための仕組み 十四 (略) (<u>経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外の電気供給事業者の出席</u>) 第27条 本機関の会員のほか、 <u>経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外の電気供給事業者</u> は、総会に出席し、意見を述べることができる。
(役員の職務及び権限等) 第29条 (略) 2 (略) 3 第24条第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、各グループに属する事業者の役職員であった者から1名ずつ理事を選任しなければならず、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。 4~7 (略)	(役員の職務及び権限等) 第29条 (略) 2 (略) 3 第24条第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。 4~7 (略)
(評議員会の設置) 第43条 (略) 2 (略) 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一~五 (略) 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等用電気工作物の設置に係る進捗状況及び稼働状況並びに落札者等が有する供給能力の確保状況 七 (略)	(評議員会の設置) 第43条 (略) 2 (略) 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。 一~五 (略) 六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等用電気工作物の設置に係る進捗状況及び稼働状況、落札者等が有する供給能力の確保状況並びに電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する休止している発電用の電気工作物の維持及び運用に係る状況 七 (略)
2~4 (略) 5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。 (新設)	(容量拠出金) 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)の納入を求めることができる。 また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。 2~4 (略) 5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金(容量拠出金の未回収分を含む。)の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。 6 本機関は、第9条第3項の規定による一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員の地位の取得が発生した場合において、その会員の地位の取得日以降、その会員の地位を対象に容量拠出金の請求が発生する場合及びその会員の地位を対象に請求を受けた容量拠出金が納入されていない場合は、その会員の地位を取得した者に対し容量拠出金の納入を求めることができる。
(地域間売買取引の決済に係る利益の納付) 第56条の2 本機関は、 <u>広域系統整備交付金交付業務</u> に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。	(地域間売買取引の決済に係る利益の納付) 第56条の2 本機関は、 <u>広域系統整備交付金交付等業務</u> に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金) 第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。 2 (略) (新設) (新設)	(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金) 第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。 2 (略) 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。
(借入金及び広域的運営推進機関債) 第61条の2 本機関は、法第28条の53第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。	(借入金及び広域的運営推進機関債) 第61条の2 本機関は、法第28条の55第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。
(政府保証) 第61条の3 本機関は、法第28条の54の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。	(政府保証) 第61条の3 本機関は、法第28条の56の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。
(余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用) 第61条の4 本機関は、法第28条の55各号に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 (新設) 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の15の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、解体等積立金を運用することができ、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の15の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項の納付金を運用することができる。	(余裕金並びに交付金相当額積立金、解体等積立金及び納付金の運用) 第61条の4 本機関は、法第28条の57各号に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した交付金相当額積立金を、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるものとする。 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、交付金相当額積立金及び解体等積立金を運用することができ、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の納付金を運用することができる。

附則（令和 年 月 日）

(施行期日)

この定款は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。